

線量評価のための地域区分

グループ	地理上の区域	空間分解能
1	事故後数日後から数か月後に住民が避難した地域	40の避難シナリオで識別された各地域に対して用いられる代表的な地域
2	福島県の避難対象外地域である自治体および自治体の一部	各1kmグリッドポイントに対する推定値に基づき、外部経路および吸入経路に関しては自治体平均レベル 経口摂取経路に関しては都道府県レベル
3	選択された東日本の福島県近隣の県（宮城県、栃木県、茨城県、山形県）	各1kmグリッドポイントに対する推定値に基づき、外部経路および吸入経路に関しては自治体平均レベル 経口摂取経路に関しては4県（宮城県、栃木県、茨城県、山形県）の平均
4	その他全ての都道府県	外部経路および吸入経路に関しては都道府県レベル 経口摂取経路に関しては日本のその他の平均（すなわち、福島県、宮城県、栃木県、茨城県、山形県の各県を除く42都道府県）

事故に伴う公衆の放射線被ばくは、場所によって異なります。また、避難をした人たちは、時間と共に場所を移動しています。そこで、国連科学委員会（UNSCEAR）2020年/2021年報告書では、公衆の被ばく線量を評価するために地域を4つのグループに区分し、被ばく経路によっては、さらに狭い範囲を対象に線量が推計されました。

この地域区分は、UNSCEAR2013年報告書との比較を容易にするために、同報告書と基本的に同じ区分となっています。ただし、グループ3の近隣県の対象はUNSCEAR2013年報告書の6県（岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）から4県（宮城県、山形県、茨城県、栃木県）に変更されました。これは線量評価で用いられる放射性核種沈着密度に関する最新情報が入手可能な地理的範囲の違いによるものです。

【報告書記載箇所】

- ・UNSCEAR2020年/2021年報告書（ANNEX B, 日本語版 P47, 第129項、表7から作成）

本資料への収録日：2023年3月31日